

<給食施設設置届について>

届出事項等	留意点
給食施設設置者	<ul style="list-style-type: none"> 給食施設設置者の住所、氏名を記入してください。 法人の場合は、主たる事務所の所在地、法人名、代表者職・氏名を記入してください。 公立の施設の場合は、首長名を記入してください。
届出義務の根拠規定	<ul style="list-style-type: none"> 1回又は1日の給食数により、「健康増進法第20条第1項」または「健康増進法に基づく指導等のための届出に関する条例第2条第1項」のいずれか該当するものを選択してください。 ■健康増進法第20条第1項 …特定給食施設（1回100食以上又は1日250食以上）に該当する施設 ■健康増進法に基づく指導等のための届出に関する条例第2条第1項 …その他の給食施設（1回50食以上又は1日100食以上）に該当する施設
給食施設の名称	給食施設の正式名称を記入してください。
給食施設の所在地	給食施設の所在地の郵便番号、住所、電話番号、ファクシミリ番号、オンライン届出の場合メールアドレスを記入してください。
給食開始日又は給食開始予定日	給食の開始日又は開始予定日を記入してください。
給食施設の種類	<ul style="list-style-type: none"> 別表1「特定給食施設等の種類」を参考に、該当する種類を選択してください。 学校の場合は、単独校・共同調理場の別と、配食学校名も併せて記入してください。
1日の予定給食数及び各食ごとの予定給食数	<ul style="list-style-type: none"> 開設時における「予定給食数」を記入してください。 ※ただし、病院・介護老人保健施設・介護医療院については、当該施設の許可病床数又は定員をもって届出してください。 ※上記以外の施設で、予定給食数が不明な場合には、定員による届出も可能です。 その後おおむね半年間にわたって、1か月当たりの平均提供給食数が別表2「施設区分表」の範囲を超えて増減した場合には、変更届が必要になります。 入所定員の定めのある施設は、その数も併せて届出フォームに入力または様式に記入してください。 間食の食数は、1日の延べ食数に含めないでください。 本来の対象者以外にも食事を提供している場合、食数の考え方は以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ■学校、児童福祉施設の職員食：予定給食数に含める ■事業所における従業者以外の利用者：予定給食数に含める ■保育所が他の施設等に食事を提供する場合 <ol style="list-style-type: none"> ①子育て支援センターに週4日以上食事を提供する場合：予定給食数含める ②一時預り児を受け入れている場合：想定される1か月間の延べ給食数を給食日数で割った数を予定給食数に含める 提供給食数が日々変動する場合、食数の考え方は以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ■1日の食数は、想定される1か月間の延べ給食数を給食日数で割ったものとする。各食の予定給食数も同様とする。 ■交代勤務制のある事業所等に食事を提供する給食施設について、朝・昼・夕の区分ができない場合には、その他の区分に給食数を計上する。 共同調理場のように、複数の施設に食事を提供している場合には、以下により配食先の状況も届出してください。 【オンラインの場合】届出フォーム「複数の施設に提供するか」の項目で「はい」を選択し、配食先等を入力する。 【様式提出の場合】「様式4号」に配食先の状況を記入し、設置届と併せて提出する。
栄養士等配置数	<ul style="list-style-type: none"> 専任の管理栄養士、栄養士の数を記入してください。また、以下の場合も計上してください。 給食業務を委託する場合は、受託者側の管理栄養士・栄養士の数も含めてください。 複数の施設を兼務する場合は、主となる施設にのみ計上してください。 臨時職員及びパートタイム職員のうち、勤務時間が1日6時間以上かつ週4日以上で、1年間以上継続して雇用されている場合は、常勤として取り扱い、計上してください。 産休などの長期休暇を取得している場合も計上します。代替職員は計上しません。

<給食施設設置届について>

(別表1) 特定給食施設等の種類

種 類	該当施設	関係法令
学校	幼稚園、小学校、中学校、高校、特別支援学校、 大学、幼稚園型認定こども園	学校教育法 子ども・子育て支援法 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供 の推進に関する法律
	専修学校、各種学校	学校教育法
	学校給食共同調理場	学校給食法
病院	病院	医療法
介護老人保健施設	介護老人保健施設 ユニット型介護老人保健施設	介護保険法
介護医療院	介護医療院	
老人福祉施設	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人 ホーム	老人福祉法
	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、 老人福祉センター、老人介護支援センター	
児童福祉施設	保育所（認可外保育施設も含む。）、乳児院、助産 施設、母子生活支援施設、児童厚生施設、児童発 達支援センター、児童家庭支援センター、幼保連 携型認定こども園、保育所型認定こども園、地方 裁量型認定こども園	児童福祉法 社会福祉法に規定する事業に係る施設で児童福祉に 関するもの 子ども・子育て支援法 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供 の推進に関する法律の一部を改正する法律
	児童養護施設、福祉型障害児入所施設、児童心理 治療施設、児童自立支援施設	
社会福祉施設	救護施設、更生施設	生活保護法 社会福祉法に規定する事業に係る施設で社会福祉に 関するもの（児童福祉に関するものを除く）
	障害者支援施設等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する ための法律 社会福祉法に規定する事業に係る施設で社会福祉に 関するもの（児童福祉に関するものを除く）
	婦人保護施設	売春防止法 社会福祉法に規定する事業に係る施設で社会福祉に 関するもの（児童福祉に関するものを除く）
	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞ みの園	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの 園法
事業所		労働基準法別表第1に掲げる事業の事業場
寄宿舎	学生又は労働者を寄宿させる施設。社員研修所の 寮など、利用者が数日単位で変わる場合も含む。	—
矯正施設	刑務所、少年院、少年鑑別所	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 少年院法 少年鑑別所法
自衛隊		—
一般給食センタ ー	特定の施設に対して継続して食事を供給してい る施設	—
その他	前記「学校」から「一般給食センター」まで以外 の施設。警察学校、有料老人ホーム、サービス付 き高齢者向け住宅	—

<給食施設設置届について>

(別表2) 施設区分表

給食施設の区分		根拠法令	1回当たりの 予定給食数	1日当たりの 予定給食数
I 特定給食施設		法20条 規則5条	100食以上	250食以上
II 指定施設	① 医学的な管理を必要とする者に食事を供給する特定給食施設	法21条 第1項 規則7条	300食以上 ※許可病床数 (又は入所定員)	750食以上
	② ①以外の管理栄養士による特別な栄養管理を必要とする特定給食施設		500食以上	1,500食以上
III その他の給食施設		条例	50食以上 100食未満	100食以上 250食未満